

—再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電など）を設置している方へ—
償却資産申告（固定資産税）が必要です

事業を行っている方には、土地や家屋以外の事業用資産（償却資産）についても固定資産税が課税されます。

所有者は、その年の1月1日現在の資産状況をその年の1月31日まで申告することになっています。
【令和6年度は、令和6年1月31日（火）が申告期限です】

再生可能エネルギー発電設備（太陽光、水力、風力、地熱、バイオマス）を設置されている方も、発電設備について申告しなければなりません。

■申告をしていただく方

事業として再生可能エネルギー発電を行っている方。【例：太陽光発電設備について、10kW以上の売電を行う設備（10kW以上で余剰を選択する場合があります）】

その他法人や個人事業主が設置する再生可能エネルギー発電設備は、発電量、売電の有無に関わりなく固定資産税の申告対象です。

■提出するもの

償却資産申告書（償却資産課税台帳） 提出用・控え用 2枚 【様式リンク】	申告者全員が提出
種類別明細書（増加資産・全資産用） 提出用・控え用・入力用 3枚【様式リンク】 ※ 例：太陽光発電設備の耐用年数は17年です	必要に応じて提出 初めて申告される方は、全資産の明細を記入してください

■マイナンバーが必要です

申告の時は、個人番号カード(マイナンバーカード)か、通知カードと身分証明書を持参してください。郵送、代理による申請の場合は写しの添付をお願いします。

■償却資産申告の根拠

地方税法第383条に、毎年1月1日現在の所有資産について、償却資産の所有者が、1月31日までに所在する市町村長に必要な事項を申告しなければならないことが定められています。

■課税標準の特例

「再生可能エネルギー発電設備」については、一定の要件を満たしている場合課税標準の特例が受けられます。詳しくは、税務課固定資産税班までお問合せください。

■償却資産の対象となるもの 【例：太陽光発電設備】

太陽光パネルの設置方法	家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	架台に乗せて屋根に設置	家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	
太陽光発電設備	太陽光パネル	家屋	償却	償却
	架台	家屋	償却	償却
	接続ユニット	償却	償却	償却
	パワーコンディショナー	償却	償却	償却
	表示ユニット	償却	償却	償却
	電力量計等	償却	償却	償却